

令和6年度 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）のご案内

1 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となる方

県の認可を受けている私立幼稚園（千葉市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園は除く。）又は国立幼稚園に在園し、かつ、千葉市に住民登録のある3・4・5歳児（平成30年4月2日～令和3年4月1日生）

※満年齢が3歳に達して就園する園児も、幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）の対象となります。

※千葉市外の私立幼稚園に通われる場合も対象となります。

※千葉市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

2 無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは、入園料及び保育料です。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担となります。

3 無償化の上限額及び算定方法

月額25,700円を上限に無償化

※国立幼稚園は、月額8,700円を上限に無償化されます。

※保育料等の月額と、無償化の月額上限額を比較して、どちらか低い額まで無償化されます。

※上限額を超えた場合、差額は保護者の負担となります。

○入園料の取り扱い

入園料は、入園した年度に在籍した月数で除して月額に換算し、幼稚園の定める保育料との合計金額（以下、「保育料等月額」という。）を、無償化の月額上限額と比較します。

<例>入園料60,000円（年額）、保育料20,000円（月額）の場合

$$60,000円 \div 12 \text{ か月（入園料の月額換算額）} + 20,000円 \text{（保育料月額）} \\ = 25,000円 \text{（保育料等月額）}$$

⇒25,000円（保育料等月額）と無償化の月額上限額25,700円を比較し、低い額である25,000円を無償化。

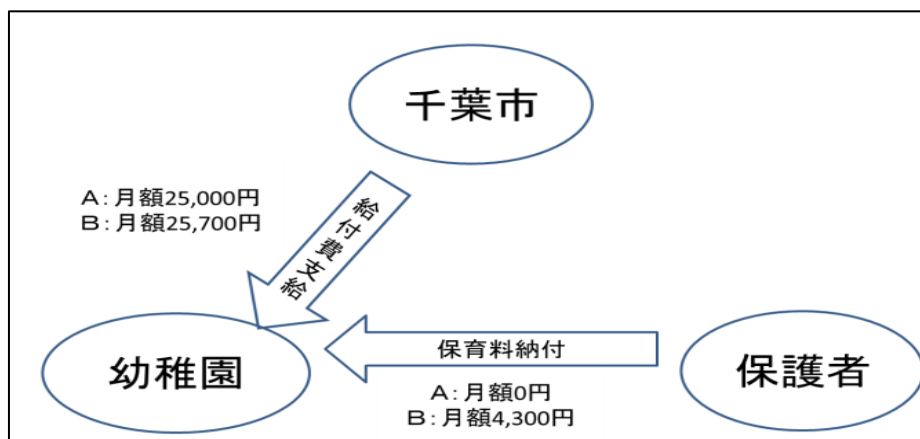
4 保育料等の支払方法

- ・市が、無償化相当額の給付費を直接幼稚園に支払います。
 - ・保育料等月額が上限額(25,700円)を超える場合は、保護者が差額を幼稚園に支払います。
- ※入園料・保育料の詳細は、幼稚園へご確認ください。

◇パターンA 保育料等月額が25,000円の場合
→25,000円を幼稚園に支給。(保護者負担は0円)

◇パターンB 保育料等月額が30,000円の場合
→25,700円を幼稚園に支給。(保護者負担は差額の4,300円)

支払方法イメージ図



5 必要な手続き

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」**A2**に必要事項を記入の上、幼稚園の指定する提出期限までに、幼稚園に提出してください。

※認定申請書は、在籍する幼稚園経由で市に提出されます。

後日、市から幼稚園経由で認定通知書が送付されます。認定期日まで保管して下さい。

なお預かり保育無償化の申請書 **B2**を提出された方は後日、区子ども家庭課から直接ご自宅に認定通知書が送付されるため、幼稚園経由での認定通知書の送付はございません。

6 千葉市独自の補助制度について

保育料等月額が無償化上限額である25,700円を超える場合、右記対象世帯に保育料の一部を補助します。

(1) 対象と支給額

【対象】(下表の網掛け部分)

◇生活保護世帯の子ども、第3子以降世帯の子ども

◇市民税非課税世帯、ひとり親世帯・障害児(者)世帯の一部の子ども(下表参照)

【支給額】

無償化上限額との差額を支給します。ただし、下表の金額を限度とします。

○市独自補助制度の限度額(月額)

補助の区分(※1)		限度額		
		()内は、ひとり親世帯・障害児(者)世帯の補助金額		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
B	市民税非課税または 市民税所得割額が非課税の世帯	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C1	市民税所得割額の合計額が 102,800円以下世帯(6%:77,100円)	— (—)	— (2,050円)	2,050円 (2,050円)
C2	市民税所得割額の合計額が 281,600円以下世帯(6%:211,200円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D1	市民税所得割額の合計額が 380,400円以下世帯(6%:285,300円)	— (—)	— (—)	2,050円 (2,050円)
D2	上記以外の世帯	— (—)	— (—)	1,210円 (1,210円)

※1 千葉市を含む指定都市に住所を有する方の所得割税率8%による金額となります。千葉市を含む指定都市以外で課税されている方(市外からの転入者や単身赴任者)は上記表中()内の6%の税額が基準となります。

※2 第2子、第3子以降の判定は、補助区分がC2～D2の方は、小学校3年生までのきょうだいの中で、補助の対象となる園児が上から何人目にあたるかで判定します。補助区分がA～C1に該当する世帯は、小学校4年生以上のお子さんも、きょうだいの人数に含めます。

<例>きょうだいが、小学校6年生、年長、年少の場合

補助の区分A～C1の世帯…年長のおさんは第2子、年少のおさんは第3子

補助の区分C2～D2の世帯…年長のおさんは第1子、年少のおさんは第2子

(2) 算定方法

保育料等月額が無償化の上限額(月額25,700円)を超えた差額と、市独自補助制度の限度額(上表参照)を比較し、どちらか低い額を支給します。

<例>保育料等月額30,000円、「C1階層」「第3子」の場合

→無償化の上限額25,700円との差額4,300円と市独自補助制度の限度額2,050円を比較し、低い額である2,050円を支給。

(3) 手続き・支給時期

保育料等を幼稚園にお支払いいただいた後の償還払いとなります。

申請手続きについては、別途、幼稚園経由でご案内（令和6年9月、令和7年3月）します。

支給時期は、6か月分ずつ令和7年1月頃、令和7年7月頃の予定です。

7 給食費（副食材料費）に対する補足給付事業について

一部の世帯を対象に、給食費（副食材料費）に対する補足給付事業（補助制度）を実施します。

(1) 対象と支給額

【対象となる子ども】 年収360万円未満世帯の子ども（3ページ表のA～C1の方）
所得に関わらず第3子以降世帯※の子ども

※ただし、小学校3年生までのきょうだいの中で、対象となる園児が上から何人目に
あたるかで判定します。

【対象となる費用】 幼稚園が提供する給食費のうち、副食材料費（おかず代等）

※主食（お米、麺、パン等）は対象外

※預かり保育で提供されるおやつ代等は対象外

【支給額】 副食材料費（月額）と月額上限4,700円を比較してどちらか低い額

(2) 手続き・支給時期

給食費を幼稚園にお支払いいただいた後の償還払いとなります。

申請手続きについては、別途、幼稚園経由でご案内（令和6年9月、令和7年3月）します。

支給時期は、6か月分ずつ令和7年1月頃、令和7年7月頃の予定です。

8 注意事項

◇4月入園の方で4月1日時点で千葉市に住民票が無い場合、4月1日時点で住民票がある市町村で無償化認定をお願いする場合があります。該当の方は事前に幼保支援課までご相談下さい。

◇幼稚園に在園したまま千葉市外に転居した場合は、転居先の市区町村で無償化の対象となります。その際は幼稚園に市外に転出予定である旨を事前にお知らせの上、転居後は直ちに転居先の市区町村の担当課で無償化の手続きを行ってください。

◇転園した場合は、転園先の幼稚園で改めて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」を提出してください。

◇企業主導型保育事業を利用されている方は、幼稚園の入園料・保育料分の無償化は対象外となります。

◇就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

【問い合わせ先】 千葉市中央区千葉港1-1（千葉市役所 高層棟8階）
千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課 幼児教育振興班
電話：043-245-5100